

ジビエ利用拡大に関する関係省庁連絡会議の開催について

平成 29 年 3 月 7 日
内閣総理大臣決裁
令和元年 6 月 17 日
一部改正

- 1 野生鳥獣による農作物の被害などの地域への被害を防止するとともに、農山村地域における所得向上を図り、地方創生を実現することを目的に、捕獲の強化及び1割程度に留まっている捕獲鳥獣のジビエ利用の一層の拡大に向けて、関係省庁の緊密な連携を確保し、実効ある方策を検討するため、ジビエ利用拡大に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
- 2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房長官
副議長 農林水産大臣
構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
農林水産省大臣官房総括審議官
農林水産省食料産業局長
農林水産省農村振興局長
林野庁次長
観光庁次長
環境省自然環境局長

- 3 連絡会議の庶務は、農林水産省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。